

雇用保険率の改定

2017.04.04
(PCA Dream21 K)

I. 雇用保険率の改定(引き下げ)

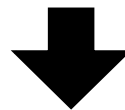
平成29年4月分保険料から雇用保険率が改定されます。

今回の保険率引き下げは、現在のプログラムで登録されている保険率を変更することにより対応できますので、新しいプログラムの発送はありません。

改定の詳細は、各都道府県労働局などへお問い合わせください。

【改定内容】

旧 保険率	雇用保険率	被保険者負担率	事業主負担率
一般の事業	11/1000	4/1000	7/1000
農林水産・清酒製造の事業	13/1000	5/1000	8/1000
建設の事業	14/1000	5/1000	9/1000



新 保険率	雇用保険料率	被保険者負担率	事業主負担率
一般の事業	9/1000	3/1000	6/1000
農林水産・清酒製造の事業	11/1000	4/1000	7/1000
建設の事業	12/1000	4/1000	8/1000

II. 雇用保険率の変更方法

◆ 変更の実施時期 ◆

平成29年4月分保険料を徴収する時期により異なります。

例1) 4月分保険料を4月給与で徴収する場合は、4月給与処理を始める前(3月給与処理終了後)に行います。

例2) 4月分保険料を5月給与で徴収する場合は、5月給与処理を始める前(4月給与処理終了後)に行います。

※4月に賞与支給がある場合は、新しい保険率で徴収します。

◆ 変更の操作方法 ◆

以下の操作の前に、必ずデータのバックアップを実行してください。

- ① 「前準備」－「法定情報の登録」を起動します。
- ② [保険料率]で被保険者負担の[雇用保険(一般)]を[3/1000]、[雇用保険(建設等)]を[4/1000]に変更します(事業主負担は[雇用保険(一般)]が[6/1000]、[雇用保険(建設等)]が[8/1000]または[7/1000])。

※ 既に履歴期間(使用期間)を作成済みの場合は、[▼] ボタンをクリックして その期間を選択してから率を入力してください。

法定情報の登録

修正 登録(S) 履歴登録(R)...

使用期間(I): 平成 28年11月 1日 ~

事業主名(A): 事業所番号(Q):
健康保険 厚生年金基金
事業所番号(B): 事業所番号(L):
事業所整理記号(C): 基金番号(J):
FD用事業所整理記号(D): FD用基金番号(K):
厚生年金
事業所整理記号(G):

保険料率(M):

	被保険者負担	事業主負担	被保険者負担端数処理
健康保険			政府管掌(五捨六入)

共	雇用保険(一般)	3.000 / 1000	6.000 / 1000	政府管掌(五捨六入)
	雇用保険(建設等)	4.000 / 1000	8.000 / 1000	
	雇用保険(その他)	0.000 / 1000	0.000 / 1000	

- ③ [履歴登録] または [登録] を実行します。

法定情報の登録

修正 登録(S) 履歴登録(R)...

使用期間(I): 平成 28年11月 1日 ~

事業主名(A): 事業所番号(Q):
健康保険 厚生年金基金
事業所番号(B): 事業所番号(L):
事業所整理記号(C): 基金番号(J):
FD用事業所整理記号(D): FD用基金番号(K):
厚生年金

- 履歴期間(使用期間)を作成しない場合や既に履歴期間を作成済みの場合は[登録]を実行します。
- 履歴期間(使用期間)を作成する場合は、[履歴登録]を実行します。[履歴登録]実行時の[更新基準日]は新料率を適用する日付を入力します。